

巻 頭 言

編集長 伊 藤 麻 保 呂

此度、*Law & Practice* は発刊第 5 号を迎えた。今号では、13 名もの先生方、並びに 4 名の学生諸君による 12 本の労作を、400 頁の大部に亘り集成する事が出来た。先ずは、貴重な玉稿を寄せて下さった先生方・学生諸君に心より感謝の意を表したい。

第 5 号の発刊に当り、改めて平成 19 年の当誌創刊以来の歩みを思う。

当編集委員会は平成 18 年 1 月の発足後、同年 6 月にウェブサイトを先ず開設し、その半年後、念願の雑誌第 1 号発刊にこぎつけた。創刊号の鎌田研究科長（当時）からの祝辞にもある通り、雑誌の発刊を継続し一定の評価を得るには多大な困難を伴う事が予想され、司法試験の合格に向けて多忙な毎日を送る法科大学院生の学校生活に照らすと、当時の編集委員には相当な意欲と覚悟が求められた事が分かる。

以来 4 年、当編集委員会は年に一度の発刊頻度を落とす事無く、着実な刊行を継続した。そして、今こうして第 5 号を江湖に送るに当り、既刊の執筆者の方々の御厚意、学内外の教授・実務家の先生方の御指導、当時の編集委員の諸先輩の努力に感謝と尊敬の念を抱く事、頻りである。

さて、本 5 号においては、「理論と実務の架橋」という当誌創刊時以来の理念に立脚しつつ、更に具体的には、以下の点を重視した。

1. 実務の観点を当該分野の第一線から伝える事。
2. 日本国内にとどまらず、広く海外の事例・判例も追う事。
3. 学生の抱く関心・問題意識について学生自らが探求した成果を示す事。

先ず、1. については、当研究科が発足当初より多彩な実務家教授陣（66名；2011年4月時点）や充実したエクスターンシップ制度（123受入機関；2010年度）を誇る等、実務家との対話の方途が非常に広く開かれている事が出発点となった。そして、法科大学院の提供する幅広い学修の機会を如何に深く掘り下げ活用するかを示す事は、当誌に期待される一つの役割であろう。

次に、2. について。人や企業の活動領域が我が国内にとどまらない現代においては、今後の法曹は海外の事例・判例にも通ずる事が必須と考えられるが、我が国の法科大学院においては、日本法の学修が専らであり、外国法・外国判例に接する機会は限られている。当誌がその様な不足を補う事は出来ないだろうか考えた。

最後に、3. については、法科大学院が、法知識を批判的に検討し発展させていく創造的な思考力の涵養の場である事に鑑み、その自発的組織たらんとした当誌創刊の理念に立ち返るものである。本号では、隣接する研究科学生の参加によりまた一段と議論の発展が促された事も特筆される。

最後に、*Law&Practice* の今後のあり方を考えてみたい。

多様且つ多数の法曹を養成し、「法の支配」を一層実効あらしめるべく発足した我が国の法科大学院制度は、当初の設計の変更を余儀なくされ、法科大学院生のあり方、延いては当編集委員会のあり方にも少なからぬ影響を及ぼした。しかし、我が国の司法制度改革審議会意見書（平成13年）において法科大学院の教育理念として説かれた「豊かな人間性の涵養」、「創造的な思考力」、「法曹としての責任感や倫理観」等の価値は、この10年間些かも変わるものではなく、その事を、我々は創刊以来5号連続刊行という形で示し続けて来た。それは日本唯一の学生編集法律雑誌としての気概であり、又、当研究科の標榜する「挑戦する法曹」を体現する学生団体という自負でもあった。法科大学院制度を取り巻く状況が年々厳しくなる中、我々も活動のあり方を折に触れて再考し議論したが、その結論を「時代の変化」の一語に収斂させるという方策は、当誌の冠する「唯一」の称、これまで志して来た「挑戦」の態度とは相容れず、結局、我々の採るところとはならなかった。

考えてみれば、法律家という職業自体、「法の支配」に奉仕する者として、時には孤独な挑戦をも覚悟しなければならないのであるから、例えば「時代の変化」を前にどの様に振る舞うかは、法科大学院生として自覚すべき根源的な問とも言える。その問の意味を痛感し葛藤する事そのものが法科大学院生として有意義な経験であるかも知れないが、我々は更に進んで、その葛藤の末の答をこれからも示し続けて行きたいと思う。

読者におかれては、今号に対する忌憚ない御意見・御要望をお寄せ頂くと共に、次号にも是非御期待頂きたい。

目 次

(第5号)

〔インタビュー〕		
司法制度改革の現在	宇都宮健児	1
——日弁連会長インタビュー——	三澤 英嗣	
〔講演・対談〕		
会社法制の見直しとコーポレート・ガバナンス	上村 達男	25
	清原 健	
〔論 説〕		
日本における企業の社会的責任（CSR）、社会的責任投資（SRI）と労働法		
——野村證券（男女昇格賃金差別）事件からの教訓——		
	石田 眞	91
弁論兼和解から弁論準備手続への移行を回顧する		
——平成3年10月の東北法学会における講演録から——		
	塚原 朋一	105
「制度改革訴訟」と権利の実現		
——尼崎道路公害差止め判決に焦点を合わせて——		
	淡路 剛久	133
Avatars and Images: Personality Rights in Video Games	es DanRosen	155
教育公務員の懲戒処分に関する		
裁量権の逸脱・濫用の違法について	岡田 正則	171
違法な捜査報償費の使用に対する法的統制	首藤 重幸	201

過失犯と因果関係	甲斐 克則	221
「過失犯において原因において自由な行為の 理論は不要である」という命題について ——通説的見解の批判的検討——	杉本 一敏	257
Leegin 判決以後の再販売価格維持に関する検討	伊藤 政也	291
〔特別企画〕		
過失犯における因果経過の予見可能性 ——明石砂浜陥没事故を素材に——	北川佳世子 片田 真裕 岡田 侑大 村上亜喜央	347

CONTENTS

(No.5)

The Progress of the Judicial System Reform:		
Interviewing the President of the Japan Federation of Bar Associations		1
	—UTSUNOMIYA Kenji	
	—MISAWA Eishi	
Discussion of Company Law Reform and Corporate Governance		
		25
	—UEMURA Tatsuo	
	—KIYOHARA Ken	
Corporate Social Responsibility (CSR), Socially Responsible Investment (SRI), and Labor Law in Japan:		
The Lessons from the Nomura Securities Case		91
	—ISHIDA Makoto	
An Essay on Transition from “Benron Ken Wakai” (Conference of Pleading and Settlement) to “Benron Junbi Tetuduki” (Preparatory Proceeding):		
Based on a Note of the Address at Tohoku Law Colloquium in October, 1991		105
	—TSUKAHARA Tomokatsu	
Institutional Reform Oriented Suits and Realization of Plaintiffs’ Rights:		
Focusing on the Amagasaki Traffic Air Pollution Case		133
	—AWAJI Takehisa	
Avatars and Images: Personality Rights in Video Game		
		155
	—Dan ROSEN	

On Abuse of Discretionary Power in the Disciplinary Measure of Board of Education of Teachers	—OKADA Masanori	171
Judicial Control over Illegal Disbursement of Remuneration for Informers in Criminal Investigations	—SUTO Shigeyuki	201
Criminal Negligence and Causation	—KAI Katsunori	221
Über die Notwendigkeit der Rechtsfigur der <i>actio libera in causa</i>	—SUGIMOTO Kazutoshi	257
An Analysis of Resale Price Maintenance After ‘Leegin’	—ITO H Masaya	291
Zur Vorausehbarkeit des Kausalverlaufs beim Fahrlässigkeitsdelikt: 4 Betrachtungen über Akashi-Strand Unfall	—KITAGAWA Kayoko —KATADA Masahiro —OKADA Yuuta —MURAKAMI Akio	347

